

環境社会配慮ガイドラインに関する異議申立書の回付漏れに係る当機構の対応について

2024年1月18日

1. 事案の内容

2021年7月、フィリピン共和国「マニラ首都圏地下鉄事業（フェーズ1）」について、被影響住民から当機構のフィリピン事務所宛てに、環境社会配慮ガイドラインに関する異議申立書が電子メールにて送付・提出されました。これを受けて、フィリピン事務所は受領した文書の内容確認に努めつつも、申立人との連絡がとれなかったことから、環境社会配慮ガイドラインの遵守・不遵守にかかる調査を担当する異議申立審査役へ回付するまでは行いませんでした。その結果として、申立書の内容が受理の要件を満たしているにも関わらず、異議申立審査役による異議申立書の受理以降の手続がなされていませんでした。

本件は、フィリピン事務所において、受領した異議申立書の取り扱いに関して誤認があったことを主因とするものであり、今後、当機構は本件を踏まえ、全機構的な受領文書の取り扱い方法の徹底等を通じ、再発防止に努めて参ります。

2. 再発防止策

以下の再発防止策を策定し、順次実施しております。

- 上記を踏まえた注意喚起の実施
- 異議申立手続きの制度内容の周知徹底
- 文書受領時の事務フローの明確化及び同事務フローの研修等による周知徹底

以 上